

冬の交通事故防止運動

冬の交通事故防止運動が、12月1日(水)から14日(火)まで実施されます。交通ルールをよく守り、事故に遭わないよう、みなさん注意しましょう。

『人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県』

●飲酒運転の撲滅

年末は飲酒の機会が非常に増えます。飲酒運転は絶対に止めましょう。

飲酒運転の罪の大きさを認識し、家庭、職場、飲食店では、運転をする方へお酒を提供しないようにしましょう。

●高齢者の交通事故防止

現在、埼玉県において高齢者の交通事故が非常に増えています。高齢者の方は、交通事故に遭わないよう注意しましょう。

また、運転手の方は、高齢者の方を見かけたら、ス

ピードを緩め、車との距離を十分保つなど、やさしい運転を心がけましょう。

●早めのライト点灯と安全車間距離の保持

早めにライトを点灯することは歩行者、自転車などの早期発見につながります。早めのライトの点灯を心がけましょう。

歩行者、自転車の方も夕暮れ時、夜間は明るい服装にし、反射材を取り付けるなど事故に遭わないよう注意しましょう。

また、十分な車間距離を保ち、追突事故を起こさないよう注意しましょう。

埼玉県最低賃金の改定について

埼玉県の最低賃金が、10月16日から750円(時間額)に改定されました。なお、特定の産業については、別途特定(産業別)最低賃金が適用されます。

問合せ 秩父労働基準監督署
☎22-3725

農業委員会委員 選挙人名簿登載申請

選挙人名簿登載申請書を配布しますので、選挙権を有する方は農業委員会へ提出してください。平成23年1月1日現在皆野町に住所を有し、平成3年4月1日までに生まれた方(平成23年3月31日現在満20歳以上)で、次のいずれかに該当する方です。

- ① 10アール以上の農地を耕作している方
- ② ①の同居の親族、またはその配偶者で耕作に従事する方
- ③ 10アール以上の農地を耕作し、業務を営む農業生産法人の組合員または社員

※②および③は、年間おおむね60日以上耕作の業務に従事していると農業委員会が認めた方

期限 1月10日(月)

問合せ 農業委員会 ☎62-1462

住宅ローン控除について

平成22年中に、住宅ローンなどを利用し、マイホームを新築、購入、増改築等をして居住している場合、一定の要件にあてはまれば、住宅借入金等特別控除が受けられます。

住宅借入金等特別控除を受けるためには、確定申告をする必要があります。なお、給与所得のみの方は、1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整で控除が受けられます。

問合せ 税務課課税担当
☎62-1461

農振農用地区域 除外申請の受付

農業振興地域内の農用地区域除外申請を受け付けます。事業計画が定まり、希望される方は1月4日(火)から18日(火)までに申請してください。

■除外できる用途

- 1 自己住宅用地
- 2 事業拡張のための用地(地続きに限る)
- 3 農業用施設用地
- 4 植林

問合せ 農業委員会 ☎62-1462
農地の転用は許可が必要です

あんない

税務署からのお知らせ

相続、贈与などにより取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の所得税の取扱いを改めることとしました。この取扱いの変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。

問合せ 秩父税務署 ☎22-4433
国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

歳末たすけあい運動

みんなで明るいお正月を迎えるため、今年も歳末たすけあい運動(募金)を実施します。

皆さんの温かいご協力をお願いします。

受付期限 12月15日(水)
受付場所 社会福祉協議会
☎62-4615

